

架空請求ハガキによる被害発生!! ～約2,800万円の高額被害～

本年1月23日、諫早市内居住の60歳代の被害者(女性)宅に、差出人が

- ・ 地方裁判所管理局

と称したハガキが届き、

- ・ 契約不履行により民事訴訟の訴状が出されている
- ・ 連絡がない場合、訴訟手続きに移行する

などと書かれていたことから、被害者がハガキに記載された番号に電話を架けたところ、

- ・ 裁判の準備金と書類費用を支払ってまいります
- ・ 弁済供託金として裁判担当者にお金を支払ってまいります

などと順次嘘を言われ、8回にわたって現金を宅配便で送付するなどして、合計約2,800万円をだまし取られたものです。

～被害防止のポイント～

- ・ ハガキに記載された電話番号には、絶対に連絡しないでください。
- ・ 「レターパック・宅配便で現金を送れ」は全て詐欺です。
- ・ お金の請求や裁判などに関するハガキや封書、メールが届いたら、詐欺を疑い、まずは家族や警察、消費生活センターに相談してください。

相談窓口

不審な電話がかかってきたら、まず

- ・ 最寄りの警察署、交番、駐在所
- ・ 警察相談電話 #9110

へ御相談ください。

